

令和4年第11回宇佐市教育委員会会議録

令和4年10月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

教 育 長	高月 晴彦
教育長職務代理者	小野 裕美子
委 員	古里 万里子
委 員	佐藤 修水
委 員	徳光 優子

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	末宗 勇治
学校教育課長	都 昌子
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

◎附議事項

議第67号 専決処分の承認を求めることについて (教育総務課)
議第68号 令和4年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について (各課)
議第69号 指定校変更について (学校教育課)
議第70号 区域外就学について (学校教育課)

◎報告事項

(1) 宇佐市立中学校標準服のあり方に関する中間報告について (学校教育課)
(2) 11月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和4年第11回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和4年第10回の会議録を読み上げる)

教 育 長 令和4年第10回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第67号専決処分の承認を求めることについて、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第67号専決処分の承認を求めることについて、ご説明します。1Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

委 員 台風19号で被災した学校施設災害復旧の主な内容は。

教育総務課長 天津小が教室棟二階のバルコニー防水修繕、プール倉庫の外壁修繕、四日市北小が体育館壁面の修繕、封戸小がプール更衣室屋根修繕、宇佐小が渡り廊下天井、四日市南小が体育館窓ガラス修繕、院内中部小が倉庫の換気扇屋外フード取替、院内北部小が屋根修繕、体育館の雨漏れ修繕が主な内容です。一番高額なものが院内北部小の屋根修繕で100万円余り、その他については数万から数十万というような状況でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

委 員 わかりました。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 ないようですので、議第67号専決処分の承認を求めることについては、承認とし、次に議第68号令和4年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について、まずは、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第68号令和4年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について、ご説明します。8Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

委 員 念仏橋は何度か見学に行ったこともあり、壊れたことは耳にしていますが、この場所は作業用機械が入りますか。

社会教育課長 小さい機械になると思います。石橋の側面が野面積のような形で積んであります。その辺にもまだ積んでいた石が転がっている可能性もありますので、そういったものを見極めながら積み直していきたいと思っております。

委 員 所有者の関係もあると思いますが、地元負担はありますか。

社会教育課長 地元負担はありません。

委 員 わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 他に質問がないようでしたら、次に、学校給食課に説明を求める。

学校給食課長 議第68号令和4年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)

について、ご説明します。6 Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
教 育 長

何か質問はありませんか。

ないようですので、議第68号令和4年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)については、承認とし、次に議第69号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第69号指定校変更について、ご説明します。3 Pをご覧ください。今回は、新築に係る転居4件、放課後の監督者不在5件、学期途中転居3件、その他1件の合計13件です。いずれも登下校は保護者が責任を持ちます。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員
学校教育課長
教 育 長
教 育 長

何か質問はありませんか。

13番について、特別な理由があるのですか。

それについては訊ねましたが、お話できないという状況でした。

他に質問はありませんか。

いかがでしょうか。今までの案件と違う感じですが、承認ということではよろしいでしょうか。

委 員
学校教育課長

事由のその他とは承認基準のどの部分に該当するのですか。

取り扱いに関する要綱の承認基準11項目の中ではその他の項目に該当して、子どもの状況に応じてということなのです。

教 育 長

その他の事由ですので委員に諮ってということなのです。通常は定例的なものなので、承認基準に照らして認めてきたのですが、これについては、この場で審議していただく部分だと思います。いかがでしょうか。

委 員

子どものことで何か原因があるのですか。その他の理由として、子どもに関わるような子どもにとって優位な条件があるのでその他として承認するという事は重要だと思います。子どもについての申し出はなかったのですか。

学校教育課長

子どもの気持ち等詳しくは何っておりません。

教 育 長

いかがでしょうか。

教 育 次 長

教育委員会では、その他事項なので審議をお願いしたいということで今提案させていただいている状況です。子どもを起因とするもの等の理由であれば承認とする。それ以外の理由であれば、もう少し審議を深めるべきではないかという考え方でよろしいでしょうか。理由について、申請書を確認させていただき、再度提案をさせていただくことでよろしいでしょうか。

学校教育課長
教 育 長

申請書等を再度確認します。

申請書類を確認するということですが、よろしいですか。

委	員	子どもの安定した安心した環境づくりということを重要視すべきではないかと個人的に思います。	
教	育	ありがとうございます。いかがでしょうか。これが今日認められれば前例にはなってくると思います。	
委	員	個人的なプライベートな部分まで踏み込んで話をするのはよほどのことがないとできないと思う。きちっとした答えが出てこない限り認めないということだと、何年たってもできない場合はできないと思う。保護者が黙秘や拒否した場合、一番困るのは子どもだからそのことを考えたほうがいいのではないかと思います。	
教	育	他の委員はいかがでしょう。	
委	員	理由を明確にすれば、子ども優先で考えていいと思いますが、できるだけ事由が解消できるように、保護者に委員会からももう一度話していただけたらと思います。子どもに関しては子どもに危害がおよぶとかそういうことではないので、入学は認められるのではないかとはいいます。	
委	員	今後、他のケースで出てきたら影響があるので、これは特例ということはどうでしょうか。	
教	育	理由等を確認して、委員の皆さんがご納得できるような根拠があれば、またお示しをして、委員会としては、子どもの実態を最優先にするという理由付けで承認をいただければと思います。	
教	育	今回は保留ということで、もう少し調べてからという担当からのお話ですが、どういたしましょうか。	
委	員	可でいいと思います。ただし、条件つきで。	
教	育	条件付きで承認ということですか。	
委	員	先ほど委員が言われた特例という形でどうかと思ったのですが。保護者にお尋ねすることは、必要だと思います。委員会でこういう意見が出たし、再度、保護者にお話をするということは、大事だと思います。	
教	育	どうでしょうか。まだ新一年生ですので、時間的にはあるので、もう一度担当課にしっかり聞いてもらって、また来月ということも可能か、保留にしておいて、承認ということも可能かと思えます。保護者には、否決ではなく保留ということでもう少し事情を聞いてほしいと委員からの意見が出たということで、時間的には問題ないとは思いますが。そういう形の方がよろしいですか。	
委	員	それで良いです。	
教	育	13番は保留ということで、学校教育課は再度確認するということがよろしいですか。	
学校	教育課	長	はい。

教 育 長 13番については、確認するべきところがあるということで、今回は保留とします。

委 員 員 はい。

教 育 長 その他質問はありませんか。

教 育 長 ないようですので、議第69号指定校変更については、13番を除いて12件承認とし、13番1件保留とします。次に、議第70号区域外就学について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長 議第70号区域外就学について、ご説明します。13Pをご覧ください。
(詳細は追加議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないようですので、議第70号区域外就学については、承認とし、次に報告第1項宇佐市立中学校標準服のあり方に関する中間報告について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長 報告第1項宇佐市立中学校標準服のあり方に関する中間報告について、ご報告します。別紙資料をご覧ください。
(詳細は別紙資料に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 なければ次に、報告第2項11月の行事等の予定について、各課に説明を求める。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 その他ありませんか。ないようですので、次回教育委員会の日程について

事 務 局 次回教育委員会の日程について、11月28日午後2時から34会議室で如何でしょうか。

教 育 長 11月28日午後2時からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第11回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時50分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。